案件

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築基準法の一部改正に伴う手数料の新設等について

審査指導課

１．政策等の背景・目的及び効果

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」及び「建築基準法」の一部改正により省エネ基準適合義務制度及び建築確認審査の対象となる建築物の規模の見直しが行われることとなりました。これに伴い、手数料の新設及び現行の手数料の見直しを行うものです。

２．内容（別添資料参照）

（１）「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の改正に伴う、手数料の新設

（２）「建築基準法」の改正に伴う、手数料の見直し

３．実施時期等

令和7年（2025年）３月　３月定例月議会へ「枚方市建築基準法関係事務条例」及び「枚方市建築行政事務手数料条例」の一部改正案を提出

４月　「枚方市建築基準法関係事務条例」及び「枚方市建築行政事務手数料条例」の一部改正を施行

４．総合計画等における根拠・位置付け

総合計画　基本目標　　　自然と共生し、美しい環境を守り育てるまち

施策目標27　地球温暖化対策に取り組むまち

５．関係法令・条例等

- 建築基準法
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
- 枚方市建築基準法関係事務条例
- 枚方市建築行政事務手数料条例

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築基準法の一部改正に伴う手数料の新設等について

資料

・2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向け、建築物分野における取組が急務となっている。
今般、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化等が講じられることとなった。
⇒令和7年4月以降に着工する原則全ての住宅･建築物について省エネルギー基準適合を義務付け 【建築物省エネ法】
⇒省エネ化に伴い重量化している建築物の安全性を担保し、消費者が安心して建築物を整備･取得できる環境の整備 【建築基準法】

1．「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の改正に伴う、手数料の新設 【枚方市建築行政事務手数料条例】

（1）新制度の比較（概要）

【平成29年４月～】

床面積の合計	非住宅	住宅
大規模（2,000㎡以上）	**適合義務**	届出義務
中規模（300㎡以上 2,000㎡未満）	届出義務	届出義務
小規模（300㎡未満）	努力義務	努力義務

【令和3年4月～】

非住宅	住宅
適合義務	届出義務
適合義務	届出義務
説明義務	説明義務

【令和7年4月～】

非住宅	住宅
適合義務	**適合義務**
適合義務	**適合義務**
適合義務	**適合義務**

（2）手数料の新設内容

省エネ適合判定手数料（一部抜粋）

用途等	評価方法	設定
一戸建ての住宅（200㎡未満）	仕様基準	**20,600円**
	仕様基準･標準計算の併用	**29,900円**
	標準計算	**39,900円**

2．「建築基準法」の改正に伴う、手数料の見直し 【枚方市建築基準法関係事務条例】

（1）新制度の比較（概要）

構造規定等の審査省略対象の見直し（縮小）

●：構造審査必要　△：構造審査省略

【改正前】

床面積の合計	200㎡以下	300㎡以下	500㎡以下	500㎡超
階数3以上	●	●	●	●
階数2	△	△	△	●
階数1	△	△	△	●

【改正後】

床面積の合計	200㎡以下	300㎡以下	500㎡以下	500㎡超
階数3以上	●	●	●	●
階数2	●	●	●	●
階数1	△	●	●	●

（2）手数料の見直し内容

確認申請手数料（一部抜粋）

床面積の合計	改正前	**改正後**
	審査	**審査**
200㎡以下	44,000円	**50,000円**
300㎡以下	60,000円	**72,000円**
500㎡以下	60,000円	**97,000円**
1,000㎡以下	87,000円	**97,000円**

3．その他 【枚方市建築行政事務手数料条例】【枚方市建築基準法関係事務条例】

・法改正（計画通知の民間開放等）に伴う条例の文言整理（条項ずれ等の整理）等